

交通事故被害者の会

第62号

2020年8月1日

E-mail hk-higaisha@nifty.comホームページ <http://hk-higaisha.a.la9.jp/>発行 北海道交通事故被害者の会
代表 前田 敏章001-0030 札幌市北区北30条西6丁目4-1
北海道交通安全協会内

TEL 011-299-9025 FAX 011-299-9026

被害者の会は、被害者どうしの相互支援と死傷被害根絶のための取り組みを目的とした、交通事犯被害者でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。会報が送られ、例会等に参加できます。

手記

飲酒運転で失われた命

平成30年3月5日の早朝、警察から電話がありました。弟が仕事帰りに車に轢かれ、病院へ搬送されたという信じられない内容でした。母を連れ急ぎ病院へむかうと加害者の姿はなく、警察の方からひき逃げ事件で捜査中、弟はすでに亡くなっていると聞かされました。

病室のベッドに横たわった弟の身体は信じられない程に冷たく、全身が真っ白で後頭部は陥没し血が多量に付着、耳からも出血しており、病室は血の匂いで充満していましたが、そのような状況を目の前にしても弟の死は信じられず、悪い夢を見ているのではないかと思い現実に起こっていることだと理解する事はできませんでした。

母も混乱していました。我が息子の冷たくなった体をさすりながら泣き叫び錯乱状態になりました。その日以来、母の心も不安定で、以前のような前向きな母ではありません。私は弟の命と同時に、母の健康な心も失いました。母のために何をしてあげたらいいのか…どのように支えたらいいのか、思い悩む毎日です。

弟は、骨折、内臓の損傷、頭部を強く車にうちつけられた上に、多量の血を流しながら、深夜冷たいアスファルトの上に放置され、たったひとりで亡くなりました。死んでしまった弟は加害者に対し怒りをぶつけることもできません。もう少しで自宅という場所で…。弟はただ歩いていただけなのに…。さぞ無念だったと思います。

信じられない事に事件現場近くには、消防署・交番があり、すぐ救護できる環境であったのににもかかわらず加害者は逃げ、寒空の下、長時間にわたり弟を放置しました。加害者は轢いておいて、損傷を負った弟の救護を怠り、飲酒運転を隠匿しようと自宅で飲酒をした…。加害者のこの行動は、卑怯極まりなく、自分本位、幼稚であり血のかよった人間のすることではなく、到底許すことはできません。

飲酒運転、あおり運転等、危険運転をする人が減りません。自動車は社会生活には欠かせない物ですが、運転の仕方次第では人を殺してしまう“凶器”となります。人が負傷し、命を落としても“事故”という言葉で片づけられる事に遺族としては違和感を覚えます。現在の法律、矯正教育、依存症治療では不十分、見直しが必要だと考えます。そうでなければ弟のような悲惨な死は減りません。(健一の姉)

〈事件概要〉有賀健一さんは、2018年3月5日未明、札幌市白石区菊水上町の国道交差点でひき逃げされ、頭蓋骨骨折、脳挫傷で死亡させられました。加害者は救護せず自宅に戻り、発覚を避けるために飲酒し、7時間後札幌白石署に「自分かもしれない」と電話で通報。当初の逮捕・送検容疑は過失致死容疑でしたが、札幌地検は3月26日、発覚免脱罪に切り替えて起訴。札幌地裁は7月20日、懲役4年を言い渡しました。



有賀 健一さん
当時40歳



〈主な内容〉 ①～⑤ 手記と報告とお便り ⑥～ 体験講話の報告 ⑦ 「命の大切さを学ぶ教室」感想文 ⑧ いのちのパネル展報告 ⑨ 道交法と自動車運転処罰法の改正について ⑩ 柳原三佳さんの国会参考人発言 ⑪ コロナ禍と交通禍 ⑫ 編集を終えて 日誌 他

会員からの訴えとお便り ①

手記

弟は 一時停止無視の危険運転によって
命を奪われました 生きていて欲しかったです

弟が亡くなってからもう少しで3年が経とうとしています。心にぽっかりと空いた穴は何をしても埋まることはありません。

うちは両親が離婚していることもあり、姉弟で助け合う事が多く、お互いを心の拠り所にしていました。弟なのに頼れる兄のような存在であり、何でも相談出来る大親友の存在でもありました。

亡くなった後も、これまで通り弟に何でも相談や報告をLINEで送信していましたが、いつまで経っても未読のままで、それをわかって送っていましたが、やはり辛くなり今はLINEをするのはやめました。(送らなくても見守ってくれていることを信じて)

事故当時、私は東京に住んでおり、弟は父も母もいる地元の帯広で生活していました。お互い沖縄が好きだったので、毎年タイミングを合わせて、現地で合流し海に潜り、オリオンビールを飲むのが楽しみでした。

年末年始は東京に母と弟を招き、都内を観光し、雪のない地で年を越すのも楽しみの一つになっていました。2017年の年越しのときには、来年はハワイで年越ししようか、なんて話題で盛り上がっていたのですが、2018年と一緒に迎えることは出来ませんでした。

事故の日、弟が意識不明の重体だと父から連絡を受け、慌てて羽田空港に向かいましたが、帯広空港への便は既になく、新千歳空港からタクシーで帯広に向かい、病院に着いたのは深夜0時をまわろうとしていました。夕方から手術と聞いていたので、着いて早々に父と母に「何時頃、麻酔が切れるの？」と訊ねたら「もう目は覚めないの…」と言われ、頭が真っ白になりました。父も母も東京から移動してくる私のために事故直後から脳死状態だったことを隠してくれていたのです。私が着くのを待ち、人工呼吸器を取り外し死亡の確認となりました。

久しぶりに見た帯広の星があまりにキレイで、今も帯広で秋の夜空を見上げるとあの日のことを思い出さずにはいられません。



翌日、手続きに必要なものを取りに弟の家に行くと、買ったばかりの大きなスーツケースがあり、事故の翌日に出発するはずだった沖縄旅行の荷物が準備されていました。水着にカメラ、旅程表…何



瀬瀬将憲さん
当時40歳

を見ても涙しか出てきませんでした。戒名には弟の名前の一文字と、大好きだった「海」の文字を入れてもらいましたので、きっと今頃、沖縄で遊んでいるはずでしょう。

最近、父も母も少しずつ元気にはなっていますが、息子を亡くした親の気持ちは計りしれません。私だけでは父母の心に空いた穴を埋めてあげることができません。私も、これから10年先20年先、これまで通り弟と共に生きていけると思っていたのに将来が不安になりました。救急車のサイレンの音も事故の日の事が蘇り不安定になります。

弟のことで命の尊さを痛いほど知りました。日々の暮らしの一瞬さえも大切だということも知りました。教えてくれたことはたくさんあるけれど、やっぱり生きていて欲しかった。もっとたくさん話がしたかった。一緒に年をとっていきたかったのに悔しくて仕方ありません。

毎日のように流れてくる交通事故のニュースの裏側にこんな遺族の悲しみがあるなんて知りませんでした。というより考えたことがありませんでした。

遺族がこうして発信することで、交通事故の恐ろしさが伝わり、交通事故がなくなる社会となり、同じように悲しむ人がひとりでも減ることを信じています。



将憲の姉より。

〈事件概要〉2017年9月21日15時50分、帯広市内の信号機の無い交差点で、一時停止無視の加害車両が右から暴走して瀬瀬(こうけつ)将憲さんの乗用車の運転席側に激突。将憲さんはシートベルトから抜けて助手席まで飛ばされ脳死状態となりました。相手側100%の重大過失は裁判でも確定しました。

会員からの訴えとお便り ②

新会員より

昨年7月 車にはねられ 複雑骨折の重傷を負いました

反省のない加害者に 怒りで一杯です

札幌市 谷 藤 景 子

いつもの帰り道、横断歩道を歩いていたら、急に目の前を車体が通り、「あれなに」と思いました。スローモーションのように感じましたが、車に接触されたのです。

かなり前に止まった車の運転席のドアから女性がこちらに向かい歩いてきました。私は、足を一步踏み出そうとしたら、がくんとなり歩けませんでした。

加害者の車に乗り「自宅まで」と言った瞬間、腫れた足に激痛がはしりました。確かに、車が通り過ぎた後、足の感覚がありませんでした。

パートでしたので、働けなくなる、収入がなくなるととっさに思い、加害者の方に、「どうしてくれるんですか」と言いましたが、何の返事も謝りもなく、夫婦二人で車外に出て携帯で電話していました。普通だったら一人は怪我をした私につきそい「大丈夫ですか?」と言いますよね。それが全くありません。非常識な夫婦と思いました。

しばらくして主人が来てくれたので、安心して号泣しました。

救急病院に搬送され、痛みと怒りが込みあげてきました。足はぶらんとなり、レントゲンを撮ってもらい、手術になりました。複雑骨折で、骨が小さいところでぐちゃぐちゃしていました。加害者がいないことに気づき、また怒りがこみあげました。今でも加害者の顔は写真のように覚えています。

足には今もワイヤーが入っておりリハビリ中ですが、幸運だったのはお医者さんと担当の看護師さんが私に寄り添ってくれて、ここまで立ち直れたことです。

しかし、心とからだの痛みは続きます。やっと歩けるようになりましたが、傷口がヒリヒリし、少し無理をすると腫れます。

運転していた女性への怒りと憎しみは、一生消えることはありません。少し落ち着きましたが、まだフラッシュバックして思い出すと腹立たしくなります。足も心の傷も元の働ける状態に戻して欲しいと思います。

大変でしょうが、加害者に反省をさせる重い罪を与える法律を作って欲しいです。

弁護士さん、警察の方には本当に助けられました。いなかったらたぶん私はこの世にいなかったかもしれません。これからも弁護士さん、警察に守られているということで、毎日暮らしていきたいと思えます。

被害者の会の方にも感謝です。話を聞いて共感下さる人がいることを知り、少し安心しました。できることがあれば協力したいと思えます。



事件概要：2019年7月21日夕刻、南区真駒内の横断歩道で車に接触され、腕の打撲と足を複雑骨折。全治4か月で、今もリハビリ中。

総会・交流会の中止と今年度の活動について

昨年、発足20年の総会・交流会を行ったところですが、21年目の本年は、新型コロナの問題があり、初めて中止措置を執らざるを得ませんでした。

当会では、世話人会・役員会等で会計決算・監査を行い、昨年度の反省を踏まえて本年の活動計画も検討致しました。

コロナ禍で、11月の北海道フォーラムの開催も危ぶまれておりますが、悲惨な交通事件は止むこと無く起きており、今年度に入り新たな入会者もあります。

私たちは、厳しい条件下ではありますが、本会報なども活用し、会員の皆さまと力を合わせ、相互支援と交流、被害ゼロを目指しての要望書活動など、取り組んでまいります。

日頃ご支援いただいている関係機関や団体、個人の皆さまには、これまでと変わらぬご理解とご支援を、心よりお願い申し上げます。



役員会（代表・副代表）一同

会員からの訴えとお便り ③

18年前、父は、悪質運転のトラックに
ひき殺されました 札幌市 佐藤幸夫

私たちは今、感染症の世界的流行という歴史的な事態に遭遇し、誰もが日々の暮らしに不安や戸惑いを覚え生活しているのではと思います。

平穏な日常生活が突然奪われ、先の見えないような重く沈んだ気持ちでいると、過去の苦しく悲しい記憶が否応なしに蘇ってきます。

それは、18年前の春を迎えた日に、何の落ち度もない父が、突然、悪質な運転の大型トラックにひき殺された時が…。毎日が地獄で生きていくことさえ難しかった当時の日々が…。

今年の命日は、私たち家族にとっては例年にも増してせつなく、つらい春を迎えてしまいました。

どうか会の皆様ご家族共、少しでも
元気を出してくれぐれも健康にはじゅ
うぶんに気をつけられて、お過ごし
ください。



事件から40年 夫の無念を想い
時効廃止を願います 真狩村 気田光子

いつも会報を送って頂き、ありがとうございます。

あの事件から40年が過ぎ、主人が亡くなってもう
少して3年になります。事件のことは一日も忘れた
事はなく、死んだ方が楽と思う生活をしてきたのに、
相手は何の制裁も受けずにいるかと思うと、今でも
胸が張り裂けそうになります。

当時の警察の対応にも納得できることは一つも無
く、どの様な形で捜査が終わったのか、何か一つで
も知りたい思い、何度も警察署を訪ねました。つい
最近も行きました。主人は「俺、どうしてこうなっ
たんだろう？」…。特例がつく障害者になった主人
の口惜しさは計り知れないものだったと思います。

事故のことは何一つわからず、主人の人生も終わ
り、私には何とも言えない虚しさが残っています。

私も、子ども、孫も運転するので、
私たち家族が味わった苦しみを他の
人にさせないように気をつけようね、
といつも話合っています。



「被害者の会」を心のよりどころに
江別市 竹橋 信良

コロナ騒動で大変な時ですが、役員の方々にはお
世話になり、ありがとうございます。

この騒動で入院中の子どもへの面会が禁止されて、
歯がゆい思いの日々、症状の確認と洗濯ものなどを
届けに週に1回程度、病院へ足を運んでおります。

顔を見ることもできませんが、対応される看護師
さんの「息子さんは元気に過ごしております」とい
う明るい声が励みになっております。

ただ、この緊急的に大変な時に医療関係者や感染
された方々を中傷する心ない人達の言動が報じられ
ており、「自分勝手な振る舞い」は交通事故が減少し
ない根底と同じではないかと悲しみと憤りに襲われ
ます。

皆様方もご苦労が多いと思いますが、平穏な日々
が訪れるまでお互いに「被害者の会」を心のよりど
ころに、健康に留意して過ごしてまいりましょう。

会の皆様へ 稚内市 米内 隆俊

会報を送っていただきありがとうございます。

会の皆様、役員の皆様には大変お世話になってい
ます。どうぞ皆様もご自愛下さい。

一番の楽しみは「会報」です

札幌市 二宮 徳恵

皆さまお元気ですか？

コロナという恐ろしい病気のため社会全体が麻痺
しているこの頃、我が家も商売の予約が全部キャン
セルで無くなっています。とても去年と同じ生活は
望めない暗い毎日です。生きていくためには収入が
必要ですよネ。収入が無いという不安の毎日です。

さて、会の事です、多くの方々の努力に感謝し
ています。一番の楽しみは会報です。私と同じ悲し
い想いをした人々が、1日も早く前向きに生きて行
かれることを希望します。合掌。

会の皆様へ 江差町 柳谷 志美子

皆様、お元気でお暮らしの事と思います。おかげ
様で当地の方はコロナウイルスの発生
もなく暮らせております。昨今は道内
も第2波が発生しており、一日も早い
収束を願っております。



会員からの訴えとお便り ④

“コロナ”に負けず、息の長い活動を

深川市 伊藤 博明

お疲れ様です。

何とも忌まわしい“コロナ”であり、終息を願うばかりです。先ずは会員の誰一人とも、このウィルスに罹らない事が我が会の“息の長い”活動に資する事になるのですから…。

活動報告・計画、会計報告・予算とも異論はありません。執行方よろしくお願い致します。

会の皆様へ 旭川市 中野 邦子

いつもお世話に成り、有り難うございます。

私は（30年前に）10歳の娘を飲酒の車にひかれ亡くしました。今年は前田さんをお願いして、旭川の被害者家族の方とお逢いし飲酒運転根絶運動等したいと思っていましたが、残念ながらコロナウィルスで今年はあきらめます。来年こそは…と思っています。皆さんコロナ気をつけましょう。

会の皆様へ 札幌市 黒川 和子

コロナのため総会が中止された事、残念です。こんな中、役員の方々のご苦労大変だと思います。

いつも頼ってばかりで申し訳ありません。

会の皆様へ 札幌市 斉藤 威誉

いつも会報を送って戴き、ありがとうございます。



仲間と会って 札幌市 佐藤 京子

先日娘と二人で函館へ行き、福澤さんや遺族仲間の方とお会いしました。昨年会の集まりに福澤さんと呼んでくれたことに感謝しています。

7月1日の祥月命日というこの時期に娘と来られたことは天国の子どもたちのおかげかな？と思っています。私の周りは今年殆どが27回忌を迎えます。この時期は色んなことを思い出して辛い日々ですが、孫が来たように、喜んでくれて感謝です。

今年は、ずうっと続けている交通安全決起集会も、コロナで中止となったそうですが、今も変わらず講話をしているお二人。伝え続ける大切さ、会で支え合うことの大切さを実感します。



（小樽銭函の事件で）娘を奪われて6年です

美幌市 石崎 日出子

2014年7月13日の飲酒ひき逃げ事件で娘の里枝を奪われてから丸6年が経ちます。

私たちは年をとり、今のほうがずっと寂しさや心細さがましています。

老後は札幌にいる娘のそばで暮らしたいという願いも夢も奪われ、切ない気持ちでいっぱいです。

以前、心のバランスが崩れ、うつ病になった事もあり、私の心にぽっかり空いた大きな穴は埋まることはないと思います。

頭がおかしくなる前に娘に迎えに来てもらいたいと思いつつ過ごしております。



小樽の事件から6年、砂川の事件から5年
飲酒運転の根絶を願う 江別市 高石 洋子

2013年の自動車運転処罰法で、飲酒運転に新たな「発覚免脱罪」ができ、もう飲酒運転での悲惨な事故は起きないと思いたったのに、法改正の翌年、小樽ドリームビーチで若い女性4人が死傷する飲酒ひき逃げ事件が起きてしまいました。

その翌年に砂川事件が起きたのです。すぐに現場へ行きました。生々しいタイヤ痕、アスファルトにこびりついた血痕…。私は、記者の方々にコメントを求められても、言葉が見つからず困り果てたことを思い出します。

法律が改正され、道条例も2015年に制定されましたが、未だ飲酒運転による事故は根絶されていません。私の周りには、法律や条令を知らない人もいます。ですが、飲酒運転をする人は確実に減っているとも感じています。それは、多くの人が家族や知人に「お酒飲んだら運転してはだめ」と戒めてくれているからだと思うのです。それは私が思う理想です。人が人に伝えていくことが大事だと思います。

今世の中は、新型コロナウイルス拡散防止のため想像もしていなかった事態になっています。そんな中でこれからの人生をどう生きて行くべきなのか、若者に伝えることは何なのか。すごく考えさせられています。私が言えることは「後悔のないように、自分の気持ちに正直になって、今を生きる」です。

皆さま、ご自愛下さい。



会員からの訴えとお便り ⑤

語り継ぐ

亡き長女と二人三脚で 命の大切さを伝え続けます

南幌町 白倉裕美子

本年はコロナ禍により命の大切さを学ぶ教室が少なくなっていますが、早くコロナの終息を願うばかりです。

昨年度行なった講話を聞いてくださった生徒2名の感想文が入賞したとの事で、話をしっかり自分に置き換えながらも聞いてくれていると嬉しい気持ちです。

私自身は事故の事を伝えることの辛さもありますが、月日の流れを感じることも多くなりました。美紗を亡くして今年で17年になります。

生徒さん達が生まれる前、生まれたころの話になる為美紗が事件に遭ったころ生まれた子供たちの成長を目の当たりにして涙があふれることも増えました。

生徒の皆さんには、これだけの月日が経っても悲しみや喪失感が薄れることは無いという事、加害者を許すことは絶対になく悪いのは加害者だと思いながらも、親として我が子を守れなかった自責の念に押しつぶされそうになることがある事、当たり前の日常が崩れたのは突然で一瞬の出来事だった事、突然姉を奪われた次女は学校に行くことが出来なくなったり、美紗の年齢を超えていくこと、年上の妹になることに苦しんだ時間が長くあったこと、写真でしか知らない姉とどう接していけばいいのか悩みながら生きてきた長男のことなどを話し、帰れば家族が居る事がどれだけ幸せな事か、当たり前の日常がどれだけ幸せな事かなどを伝えていきます。

美紗という女の子が存在していた事、たった14歳で命を奪われたことを忘れずに交通安全を誓ってほしいという願いが伝わってくれていればと願うばかりです。

美紗は生きていれば31才です。結婚していただろうか、孫は居たろうかとそんなことを考える時間も増えてきました。ずっとこうして美紗の歳を数えながら生きていくのだと思います。

そして美紗と共に「命の大切さ」を伝え続けることができるまで、二人三脚で話し伝えていこうと思っています。

「ただいま」の言葉が言える毎日



がどれほど幸せなことか、「おかえり」と家族を迎えられることがどれほど幸せな事か。命の大切さと共に、私は伝え続けたいと思います。

「『ただいま』という言葉大事に、今ある日常を過ごしてほしい」と語る白倉さん

演題「交通事故 交通犯罪で奪われた命 白倉美紗14歳」

【声別】 声別署と声別中は、昨日、北海道交通事故被害者の会の白倉裕美子さん（50）南幌町在住を講師に迎え「命の大切さを学ぶ教室」を開いた。全校生徒172人が事故の遺族の話に耳を傾けた。法務省の「人権啓発活動事業の一環。身近な人が事件や事故に遭ったらどうなるかを、自分自身と重ね合わせて考えてもらおうと企画した。白倉さんは「交通事故の悲劇について」と題し、長女美紗さんが中学3年だった2003年9月、南幌町で自転車と登校中にトラックにはねられ亡くなった体験を基に「加害者のルールを守らなかった行動を許すことはできない」「事故の後、暗い家庭に変わってしまった」などと語った。最後に「みなさんが加害者にも被害者にもならないことを祈ります」と強調した。生徒会長の2年、平島望愛さん14は「事故に遭うと日常が奪われることが分かった」と話した。（森田彰）

北海道新聞 2019年11月28日

昨年度（2019年4月～20年3月）、会員5人で担当した「命の大切さを学ぶ教室」は、中学校23校、高校24校、受講者数は13,647人でした。

そして昨年度も、この「教室」を聴講した生徒の感想文が、警察庁主催の全国作文コンクールで表彰されました。

もちろん、生徒の皆さん一人一人が、命について、大切な家族や仲間について、そして生き方について、自分の言葉で綴ってくれた感想文に優劣はありません。私たちの魂からの訴えを真摯に受け止めて書かれた全ての文章に、励まされ生きる力を得ています。

そのことを付言し、次ページに、白倉さんの講話を聴いて書かれた土屋さんの感想文を紹介致します。なお同コンクールでは、北海道伊達緑丘高校、牛坂望愛さんの「私が考える『命』」が犯罪被害者支援室長賞を受けています。感謝を込めて報告させていただきます。（編集者）

感想文の紹介

命の大切さを学ぶ教室

日常は一瞬で壊れてしまうもの

札幌市立中央中学校

2年 土屋楓華(つちやふうか)

私は、学校で「命の大切さを学ぶ教室」を受講しました。十六年前に交通事故で娘を亡くした方のお話でした。トラックがスピード違反し、ブレーキをかけたがスピードが速いため止まらなくなり、そのまま反対車線、歩道へとスピードを落とさず進み、電柱にぶつかり止まりました。娘さんは、歩道にトラックが猛スピードで来た時にまき込まれました。この事故が起きたのは、娘さんが家を出てから七分後のことです。日常は、一瞬で壊れました。

事故は毎日、至る所で起きています。そして、毎日ニュースで放送されています。ですが、可哀想、怖いしか思っていない自分がいます。実際、私の周りで事故にあったことのある人がいないため、自分も周りも事故にあうことはないだろうと安心していきます。そして、毎日ニュースで放送されるため、事故のニュースが放送されるのが日常になっている気がします。ですが、今回の授業を受けて、大切な命が亡くなっているのにそれが日常でいいのか、まず、日常とは何、と頭が混乱してしまいました。私の日常は、学校で皆と楽しくお話をし、話したことを家族に言って笑う、という平凡だけど、楽しい日々のことだと思っています。ですが、事故は日常を壊すことができます。そして、誰が、いつ、どこで事故にあうかわかりません。だから、安心して私には、自分の身を自分で守ることができません。私は、いつも誰かに助けられています。ですが、感謝の言

葉を言い忘れます。事故がいつ起きるか分からないなら、言い忘れたままになるかもしれません。今回の教室でお話ししてくださった方は、「一日一日を大切に。明日やろうではなく、今日できることは今日中に。」と教えてくださいました。この言葉がすごく印象に残っています。日々、悔いのないよう、感謝して生きようと思いました。

そして、お話ししてくださった方は最後に、「ただいま」をしっかりとって欲しいとおっしゃいました。たった四文字の言葉ですが、今日も無事帰れたよなどたくさんの意味があります。私は、その理由以外にも気分が分かったと思いました。明るい「ただいま」は、良かった事があったかなと思いますし、暗い気分の「ただいま」は、自分も悲しくなるため言葉にしなくても伝わると思います。このように、あいさつもいろいろな意味があります。しっかりとあいさつをすることで、家族が一つになれます。

今回の教室で、私の日常はどんなに幸せなんだと思知らされました。生きたくても生きられない人達がいるのに、上手くいかなくて消えたいと思う自分が恥ずかしいです。いつ、何があっても悔いのないよう、あいさつや感謝を忘れずに伝えていきたいです。

そして、世界の人々が安心して暮らせるように、事故が原因で亡くなる人、苦しむ人がいなくなるような世界になれば良いです。事故が減るように、自分たちで想像力をふくらませて生活します。



(警察庁長官官房審議官賞)

語り継ぐ

静内農高生に講話して

新ひだか町 五十嵐敏明

この度「命の大切さを学ぶ教室」が北海道静内農業高校で開かれ、約50分間、交通事故被害者遺族としてお話をさせていただきました。

同校は全校生徒125名で食品科学科(原材料生産から加工製造、販売、乳牛の飼育管理)と生産科学

科(農産物生産と軽種馬生産学習)があり、全道・全国の各地から学びにきています。

日々、命あるものを育てるために全身を通して教育活動に励んでいるだけあって、熱心にメモをとる人や一言も聞きもらさないと真剣に向き合ってくれる生徒さんばかりでした。

生徒代表の方は、「学ぶべきお話がたくさんあり、生徒全員で高い意識を持って取り組みます。交通事

会員からの訴えとお便り ⑥

故は身近に起きること、被害者にも加害者にもならないために、今から交通ルールを身に付けていきたい」と語ってくれました。

校長先生は「静農トピックス」として随時父母や中学生に発信している記事の中に「改めて命の大切さや交通安全の重要性について考える機会となりました。「静農は交通事故ゼロを目指してこれからも学校一丸となってとりくんでいきます」と書いて下さいました。

当日は報道機関の取材もあり、NHKがタ刻ニュースとして報道してくれ、新聞報道もありましたので地域の皆さまにも伝わり、激励のはがきや電話を

いただいた次第です。

私たちの願い「交通事故ゼロ」を目指して、命ある限り努力していきます。



「交通法規身に付けて」
静農高で輪禍遺族訴え

【新ひだか】静内農業高と静内署は18日、北海道交通事故被害者の会の五十嵐敏明さん(82)「町内在住」を講師に迎え、「命の大切さ」を学ぶ教室を開いた。全校生徒約120人が事故の悲惨さや遺族の思いに耳を傾けた。

法務省の人権啓発活動地方委託事業の一環。五十嵐さんは「悲慘な交通事故死、兄と姉を奪われて」と題し、兄の政明さんが2004年、姉の湯浅洋子さんが13年に、青信号の横断歩道を歩行中に車にはねられ亡くなったと説明した。

事故の加害者に執行猶予が付いたことに「落ち度のない人間の命を奪っておいと、この程度の軽い判決かと大きな憤りがこみ上った」と声を震わせ、高校生たちに「間違っても加害者にならないよう、交通法規



交通事故遺族の話から、命の大切さを学んだ教室

北海道新聞
2020年6月23日

「いのちのパネル」展報告

「いのちのパネル」実行委員長 小野 茂

前年度からの予約で北広島駅での開催でした。コロナ感染でしたが、思いの外冊子も60部程出て、この場所に関心を持つ人が多いと思います。

しかし、交通量が減ったことでスピードが上がり、バイクの事故件数、また高齢者の自転車事故が増えたようにも思えます。道交法では煽り運転(自転車も含む)の明確化がされましたが、実際煽られたときの対処を間違えると違反になってしまうのではとも思います。

北広島駅は次年度4月にまた開催されます。事故がなくなる日を願い、協力して頂いている北広島安全協会には感謝申し上げます。



パネル展 感想

「車は凶器の言葉を 心に留めます」

■ 交通事故で亡くなった人へのメッセージをみて、ゾッとしました。自分が加害者にならないように意識するようにします。交通事故でその人の人生を一気に変えてしまうのだ、と思いました。(10代 女性)

■ 命の重みを感じました。私の母も交通事故に遭いました。命は助かりました。私も気を付けたいと思います。(40代 女性)

■ パン屋の通りすがり、何気なくパネルを見て……。言葉につまります……。ハンドルを握る手に、しっかり「責任」を握りしめて運転します。他人事ではないと思いました。(50代 女性)

■ このような悲慘な事故は、絶対に起こしてはならない、と切に思います。(60代 女性)

■ パネルから一人ひとりの人生と生きた証を見せていただきました。「車は凶器」、この言葉を心に留めます。(70代 女性)



4月1～7日 JR北広島駅エルフィンパーク



コラム

道路交通法と自動車運転処罰法の改正について ～あおり運転に関する犯罪規定～

副代表・弁護士 内藤 裕次

1 あおり運転が社会問題として認識されてきたことを背景として、「道路交通法」及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が改正され、それぞれ、令和2年6月30日と7月2日から施行されています。このうち、道路交通法の改正部分は、あおり運転に関するものだけでなく、「一定の違反歴のある高齢者に対する更新時技能検査の義務づけ」、「自転車の妨害行為と安全講習」など、他にもいくつかありますが、本稿ではあおり運転に関する部分について説明していきます。

2 妨害運転罪（道路交通法）

（1）妨害運転の10類型

法律上は「あおり運転」という言葉は使われておらず、「妨害運転」という言葉が使われています。そして、道路交通法は、妨害運転を10の類型に分類し、これら妨害運転をした場合、妨害運転罪に問われる可能性があります。10個の類型をできるだけわかりやすく表現すると、次の通りになります。（括弧内は、例示です）

- イ 通行区分違反（対向車線の逆走等）
- ロ 急ブレーキ禁止違反（急ブレーキをかける）
- ハ 車間距離不保持（車間距離を縮める）
- ニ 進路変更禁止違反（急な進路変更、割り込み）
- ホ 追越し違反（乱暴な追い越し、左からの危険な追い越し）
- ヘ 減光等義務違反（ハイビームでの威嚇を継続）
- ト 警音器使用制限違反（不必要なクラクション）
- チ 安全運転義務違反（幅寄せや蛇行運転など）
- リ 最低速度違反（高速道路で最低速度以下で走行する）
- 又 高速自動車国道等駐停車違反（高速道路での駐停車）

（2）妨害運転罪

以上の運転をした場合、必ず妨害運転罪に問われるわけではなく、罪となるには一定の要件が必要に

なります。すなわち、①これらの行為が「他の車両等の通行を妨害する目的」で行われる必要があり、さらに、②当該他の車両等に「道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法」による必要があるになります。

これらの要件を満たした場合は、3年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。

また、②について②よりも危険な結果を生じさせた場合は、刑が重くなります。すなわち、「高速自動車国道等において他の自動車を停止させた」場合、「その他道路における著しい交通の危険を生じさせた」場合には、5年以下の懲役または100万円以下の罰金となります。

（3）免許取消となる

これらの妨害運転罪に該当した場合、直ちに免許取消処分となります。

3 危険運転致死傷罪の追加類型（自動車運転死傷処罰法）

自動車運転死傷処罰法には、危険運転致死傷罪等が規定され、これに該当する危険運転行為が複数列挙されていますが、これに2類型が追加されました。以下に該当し、これにより人を死傷させた場合は危険運転致死傷罪となります。

刑については、負傷の場合は15年以下の懲役、死亡の場合は1年以上の懲役になります。

（1）一つ目は、相手の車の前方で停止したり、相手の車に著しく接近する行為です。ただし、相手の車は、「重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限る」という限定があるので、被害車両が低速で走行している場合は該当しません。ただし、どの程度が「重大な交通の危険が生じることとなる速度」なのかは、裁判例の集積を待たなければ明らかにはならないでしょう。また、「車の通行を妨害する目的」も必要になります。



(2) 二つ目は、高速道路または自動車専用道路で、走行中の自動車の前方で停止したり、走行中の自動車に著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、「走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為」です。

こちらは、(1)と異なり、高速道路・自動車専用道路上の行為に限定されていますが、高速道路等では停止・徐行自体が危険な行動となることから、停止・徐行を仕向けるような妨害行為も、危険運転の対象となっています。

この場合についても、「車の通行を妨害する目的」が必要になります。

4 課題

危険運転致死傷罪のところでも書きましたが、裁判所の判断を待たなければ明らかにならない成立要件があります。特に、「他の車両等の通行を妨害する目的」はどのような事実に基づき判断されるのか、「道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法」とはどのような方法なのかが争われる事案が多

くなると考えます。

以上

〈参考〉関係条文

※「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の2条に、五、六項（下線部）が追加

（危険運転致死傷）

第2条 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する

（一～三項は略）

四 人又は車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の直前に侵入し、その他通行中の入又は車に著しく接近し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転する行為

五 車の通行を妨害する目的で、走行中の車（重大な交通の危険が生じることとなる速度で走行中のものに限り）の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転する行為

六 高速自動車国道において、自動車の通行を妨害する目的で、走行中の自動車の前方で停止し、その他これに著しく接近することとなる方法で自動車を運転することにより、走行中の自動車に停止又は徐行をさせる行為

（七、八項は略。改正前の五、六項にあたります）

なお、自動車運転処罰法等の改正経緯については、会報44、54、60の各号に内藤、青野両弁護士の説明がありますので参照して下さい。（編集者）

柳原三佳さんが、国会（参議院 法務委員会）で当会の願いを紹介

ジャーナリストでノンフィクション作家でもある柳原三佳さんは、当会の発足時から、取材執筆活動を通して、会の活動や個々の会員の支援をいただいております。（※）

その柳原さんが、前記内藤さんのコラム記事の「あり運転」に関する法改正を審議した6月2日の参議院法務委員会で、参考人の一人に選ばれたのです。（写真）



柳原さんは、改正案に賛成しながら、被害根絶のために、次の5点を具体的に強調されました。

①客観事実に基づく立件の為に、ドライブレコーダーの装着義務化 ②悪質ドライバーへの厳格な対処 ③「逃げ得」を絶対に許さない捜査の徹底と時効制度の廃止 ④危険運転罪の適用率が極端に少ない法の運用を改める ⑤厳罰化とともに、車を凶器にしないための根底の施策推進

そしてこの5点目に関して、私たち被害当事者の願いについて言及され、当会の要望書活動について

も時間を割いて紹介下さいました。

以下、感謝を込めて、発言記録を転記します。

「また、創立二十年になりますが、北海道交通事故被害者の会の代表の前田敏章さんと二日前にいろいろ電話でお話をしました。前田さんはこうおっしゃいました。

刑罰とは被害者遺族の報復ではない、これは社会が科すものだ、私たちの願いは、こんな苦しみ、悲しみは私たちが終わりにしてくださいというそれが心からの叫びです、厳罰化は間違いなく抑止力となります、しかし、もちろんそれだけで事故はゼロにはなりません、車を絶対に凶器にしない、そのための根底の施策を総合的に全行を行うことが肝要と、冷静に考えています。

この北海道交通事故の被害者の会では、本当に毎年大変具体的で中身の濃い要望書を国の方に提出しておられます。是非この会の要望内容を御覧いただいて、具体的に、この厳罰化ももちろん大切だけれども、その裏側で事故をなくす施策というものを真剣に考えていただきたいというふうに思います。」

（第201回国会 国会議事録より）

※柳原三佳さんの当会での講演足跡

- ・2000年5月「これでいいのか交通事故～被害者の立場から、捜査と損害賠償のあり方を考える」（会報2号）
- ・2008年11月「今こそ交通事故調書の早期開示を」（会報28号）

コラム

コロナ禍で世界は「非常事態宣言」・・・しかし 交通死傷はいまだ「日常化された大虐殺」

前田 敏章

新型コロナウイルスの問題が深刻です。7月22日現在の死者数（感染者数）が、日本で988人（2万5千人）、世界全体で61万人（1千4百万人）にも及ぶ自然の猛威に、世界の人々が「非常事態」として立ち向かっています。

翻って、人が豊かさを求めて開発したクルマによる死傷被害はどうでしょうか。日本で1月以来交通死された方は1,496人です。（7月20日現在 昨年比－60人）

世界の交通禍は、毎年100万人以上（2016年は135万人）の方が亡くなり、5千万人もの人々が負傷し、今なお増加傾向です。（WHO世界保健機関の報告より）

ことクルマに関してはどうしてこんな不条理と非倫理が世界的規模で続くのか、悲しくてなりません、改めて変革への道を考えます。

■「日常化された大虐殺」と交通被害者のリアル

イギリスの詩人、ヒースコート・ウィリアムズが、長編詩“AUTOGEDDON”で、「世界の半分が自動車事故に巻き込まれるだろう。生きている間のいつの日かに。月並みなホロコースト」と詠い警鐘を鳴らしたのは1991年です。（209節から成る長編詩。括弧の数字は節番号）

And half the world will be involved in an
auto-accident (87)

At some time during their life. (88)

The humdrum holocaust— (147)

「ホロコースト」はギリシャ語で「全てを焼きつくす」という意味で、一般にはナチスの大量虐殺を指しますが、私たちは、現代の交通死傷被害もこれに類似していると考え、ワールドディの「交通死傷ゼロへの提言」の中では「日常化された大虐殺」という言葉を使っています。

わが国の交通死者の半数近くは子どもや高齢者など歩行あるいは自転車乗車中での被害であり、重量1トン以上の鉄製のクルマに対して無防備の弱者が受ける被害であるからです。

被害者の声が届きはじめ、若干の減少はあります。しかし、消費主義に麻痺したクルマ優先社会は、悲惨な被害を「クルマは便利で役立っているからある程度の犠牲は仕方ない」「やる気でやったわけではないから刑罰も軽く」「賠償すれば済む」「被害者家族も時間が経てば回復できる」などと軽く扱い、今なお根絶施策に向かってはいません。

私たち被害者家族は、こうした理不尽な社会に、絶望と社会不信に陥り、声をあげる気力が萎えてしまう、これが交通被害の実相です。

このような中、最近手にした書「幸せのマニフェスト」（ステファノ・バルトリニ著）との出会いは貴重でした。勇気づけられたのは、副題の「消費社会から関係性の豊かな社会へ」という著者の慧眼です。

私は以前から「命の大切さを学ぶ教室」など体験講話の

際に、道路交通被害の悲惨さとして、「傷つけ（殺め）、傷つけられる（殺められる）」「憎み、憎まれる」などという、豊かさや幸福度の最も大切な指標である人と人との関係性破壊の累積を強調し、社会全体の麻痺を正すべきと訴えていたからです。

■被害は累積で捉えるべき～戦後74年間の死傷被害は人口の3分の1にも～「関係性破壊」は深刻

私は講話等の機会に、クルマ社会の問題について、以下の点を強調しています。

一点目は、負傷被害を合わせて考える事の重要性です。



遷延性意識障害など重篤な後遺症を負われたご家族はもとより、怪我をされた方の苦しみは、命を奪われた事件被害と何も変わりません。医療の進歩等で死者数減の一方、重傷者の割合は増え、死者の約10倍にも及びます。負傷被害全体では死者の100倍以上ですから、死者数は正に「氷山の一角」なのです。

クルマ社会の異常性は、次の問答でも訴えます。

[問] 2018年の「身体犯」被害者数は、55万6029人に上るが、この中で「交通死傷」の割合は何%？
[答] 95% 交通死傷者数＝529,378人（死者4,166）
殺人・傷害＝26,651人（死者690＋負傷者25,961）
（令和元年度版「犯罪被害者白書」より）

二点目は、被害者数を累積で考えることです。

当会報掲載の会員手記にも共通しますが、私たちの悲嘆と苦しみ加害者への憎しみは、年月を経て軽減することはなく、むしろ深まるばかりです。

戦後74年間（1946～19）の累積で何と、95万4千人の方が交通死されており、死傷者数は 4,774万人と、人口の3分の1にも及びます。前述したヒースコートの警鐘の通りなのです。

三点目です。私は講話の中で次のような問答もします。

[問] 私たちの一生（例えば85年）の間に死傷被害に遭う人は、日本の人口の何分の1にあたるとおもいますか？
[答] 約2分の1（約6千万人）
※ この10年（2010～19）の死傷者数の平均は約70万人なので、70万人×85年＝5,950万人

このように説明し、被害者の家族や相手の存在を考えると、悪しき関係性の蔓延がどれほど深刻に想像してもらいます。秩序なきモータリゼーションにより、一見「便利」になり、「豊かさ」を感じているのかも知れませんが、侵してはならない「命の尊厳」とともに「真の豊かさ」をも破壊し続けるのが現代の麻痺した「クルマ社会」です。



■ ヨーロッパに学び 交通死傷ゼロの「関係の豊かな社会」を！

前述のバルトリーニは、米国型の消費文化に依拠した自動車中心社会（日本も同様だと思います）を批判し、「関係を豊かにする政策」として、クルマの厳しい使用制限、歩行や自転車や公共交通機関を使って誰もが安全に移動できる都市空間づくりなどを強調しています。

私たちは、この「関係の豊かな社会」づくりを基底にした交通政策の幾つかが、ヨーロッパを中心に数十年前から取り組まれていることを改めて知る必要があります。

- ・1972年、オランダに始まった「ボンエルフ」（道路の優先権をクルマに与えない「生活の庭」としての街路。その後「ゾーン30」が各国に広がる）
- ・1982年、フランスの「交通基本法」（「公共交通で赤字を出すことは悪である」と公共交通への公費支出を定める）
- ・1988年、EUは「欧州憲章」で歩行の安全権利を明記
- ・1997年、スウェーデンは「ビジョン・ゼロ」を国会決議

などですが、西欧各国の歩行者・自転車の被害は日本に比べて格段に少なく（グラフ参照）、ノルウェー（人口532万人）では昨年、15歳以下の子どもの交通死がゼロになったそうです。

コロナ禍のロックダウンの中でも、この「豊かさの哲学」

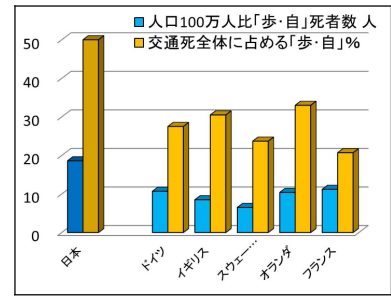
を持つ国々では、人々が安心して歩き、自転車を使えるよう、クルマの乗り入れ禁止の拡大や、車道を削って歩道と自転車レーンを拡張する工事をさらに進めるなど、貴重な取り組みを行っていることが伝えられました。

日本においては、例えば「ゾーン30」の整備が、ようやく2016年の「第10次交通安全基

本計画」に明記されるなど、その兆しはありますが、被害ゼロへのロードマップが示されているとは言えません。

改めて、憲法第13条「生命、自由及び、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」の実質化の重要性を痛感します。

会として、「人、車、道路」の根底の課題を総合的に求める要望書活動を続けていきたいと思っています。



2016年の各国比較
H30交通安全白書より作成

編集を終えて

■ 本号は、毎年5月実施の総会・交流会の報告が無く、ページ減としましたが、会員の「誌上交流」という企画に多くの報告やメッセージが寄せられ、大変助かりました。■ しかし、巻頭からの、事件から日も浅い新しい会員の方の無念の手記に、そして、被害から数十年を経た会員の方の変わらない悲嘆の叫びに、編集の手も暫し止まりました。■ 会報を通して、「犠牲を無にしない」という必死の訴えが多くの方に届くことを切に願います。■ その社会への訴えですが、今号にもメッセージを寄せている真狩の気田光子さんが、6月25日放送のインターネット報道番組「アベプラ」の特集「EXITと学ぶ“時効事件”被害遺族に聞く」にオンライン出演され、時効撤廃を強く訴えられました。（ネットで録画が観られます）■ 取材のきっかけになったのは、p10でも紹介した柳原三佳さんが、2年前のヤフーニュースで気田さんご家族の無念を報じたことです。

■ 先日、当会の生みの親とも言える元道警本部長の島田尚武さんから、21年目の活動に入った当会に「（会は）被害者にとって闇夜の灯であり、『一燈照隅』です。頑張ってください」という暖かいメッセージを戴きました。一燈照隅とは、比叡山延暦寺を開いた最澄が唐から持ち帰った言葉で「最初は一隅を照らすような小さな灯火でも、その灯火が十、百、

万と増えれば、国中を明るく照らすことになる」という意味と知りました。■ 一人の力は小さいですが、お互いに支え合い、理解して下さる沢山の方と共に、交通死傷ゼロと社会正義実現を目指しましょう。（前）

会の日誌

2020.1.21. ～ 2020.7.22.



2/6 会報61号発送

※コロナ禍のため、総会・交流会は中止しました。

《訴えの活動》

- ◆1/22 札幌市立栄町中、1/23 札幌保護観察所（真島勝）
- ◆1/22 真駒内ロータリークラブ、1/27 札幌山の手高校、2/4・7/7 月形刑務所、2/18・3/10 苫小牧自動車学校、3/17 北海少年院、6/5 砂川中学、6/18 札幌白陵高、7/13 室蘭西中、7/22 追分高（前田）
- ◆6/18 静内農業高（五十嵐）
- ◆7/21 七飯中学校（福澤）
- ◆処分者講習 2/13、4/23、6/18（真島勝）
3/19、5/28、7/16（前田）

《いのちのパネル展》

■4/1～7 JR北広島駅エルフィンパーク



～本年の北海道フォーラムについて～

世界道路交通被害者の日（11月第3日曜日）に連帯して毎年開催してきた道フォーラムですが、コロナ禍のため、開催の是非や方法について慎重に検討中です。